

国や東京都の動向について

1 国の動向

国では、おおむね5年を目途に見直しを行うこととされている新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が令和4年10月14日に閣議決定され、政府が推進すべき自殺対策の指針が示されました。

自殺総合対策大綱では、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに平成27年と比べて30%以上減少させることを目標とすること等が掲げられました。

【平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下】※令和2年：16.4

「自殺総合対策大綱」のポイント



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）

○ 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及等 ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携

■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

出典 厚生労働省「自殺総合対策大綱」のポイント 一部抜粋

2 都の動向

都では、令和5年3月に都の自殺の状況やコロナ禍以降の状況、国の自殺総合対策大綱を踏まえた「東京都自殺総合対策計画（第二次）」の改定を予定しています。

自殺総合対策計画では、令和8年までに自殺者数及び自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることを計画目標としています。

【自殺死亡率 平成27年：17.4 ⇒ 令和8年：12.2以下】

【自殺者数（人）平成27年：2,290 ⇒ 令和8年：1,600以下】

東京都自殺総合対策計画（第二次）の概要 ～ここらといのちのサポートプラン～		第1次:平成30年6月決定 第2次:令和5年3月決定(予定)									
第1章 東京都自殺総合対策計画の改定にあたって											
(1) 東京都における自殺の状況 ・平成23年をピークに都の自殺者数は減少傾向にあったが、令和2年以降、女性や若年者を中心に増加傾向 ・児童、生徒、学生の自殺者数が増加傾向 (2) 国の自殺対策 ・平成18年に自殺対策基本法を制定し、自殺総合対策大綱に基づき取組を推進 (3) これまでの都の自殺対策の取組と評価 ・東京都自殺総合対策計画等に基づき取組を推進 ・令和元年までに都における自殺者数は1,920人に減少 (4) 都における今後の自殺対策の基本的な考え方 ・幅広い分野で生きることの促進要因を増やし、生きることの阻害要因を減らすことを通じて、生きることの包括的支援として対策を推進 ・以下の6項目を重点項目として位置づけ ①自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する ②悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する ③働き盛りの男性が孤立・孤独を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ ④困難を抱える女性への支援を更に充実する ⑤児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ ⑥遺された方への支援を強力に推進する (5) 計画の位置付け 自殺対策基本法第13条に基づく都道府県自殺対策計画 (6) 計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間 (7) 数値目標 <table> <tr> <td>平成27年と比較して30%以上減少</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>自殺死亡率</td><td>17.4→令和8年までに</td><td>12.2以下</td></tr> <tr> <td>自殺者数</td><td>2,290人→令和8年までに</td><td>1,600人以下</td></tr> </table>			平成27年と比較して30%以上減少			自殺死亡率	17.4→令和8年までに	12.2以下	自殺者数	2,290人→令和8年までに	1,600人以下
平成27年と比較して30%以上減少											
自殺死亡率	17.4→令和8年までに	12.2以下									
自殺者数	2,290人→令和8年までに	1,600人以下									
第2章 都の自殺の現状											
・都の自殺者数及び自殺死亡率は令和2年、令和3年と前年と比較して増加 ・都の自殺者数の約3分の2を男性、約3分の1を女性が占める ・都における30歳以下の自殺者の割合は、全国と同割合と比較して高くなっている ・都の職業別の自殺者数をみると、「無職者」が最も多く、次いで「被雇用者・勤め人」となっている ・自殺者の自殺未遂歴の状況を見ると、男性は約1割、女性は約3割となっている											
第3章 都における今後の取組の方向性と施策											
(1) 地域レベルでの実践的な取組への支援を強化する (2) 都民一人ひとりの気付きと見守りを促す (3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ (8) 遺された方への支援を充実する (9) 民間団体との連携を強化する (10) 子供・若者の自殺対策を更に推進する (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する (12) 女性の自殺対策を更に推進する											
第4章 推進体制											
(1) 自殺総合対策東京会議 (2) 関係機関・団体等の役割 (3) 区市町村の役割 (4) 都の役割（東京都地域自殺対策推進センター） (5) 都民の役割											

出典 東京都 東京都自殺総合対策計画(第二次)の概要

3 新型コロナウイルス感染症拡大による影響について

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月頃からの感染拡大し、令和2年4月7日には7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県が対象となりました。以降も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が長期にわたり適用になり、収束が見込めない状況が継続しました。

また、新型コロナウイルス感染症流行が社会全体に与えた影響により、経済や雇用問題のみならず、家庭問題など、様々な問題が発生しています。それらの問題が自殺にまつわる様々な問題や課題に大きな影響を与え続けています。

長期化するコロナ禍において、集合形式で開催する「ゲートキーパー養成研修」をはじめとした各種研修や普及啓発事業やイベントについて中止せざるを得ない状況となり、自殺対策推進に多大なる影響を及ぼしました。

このような中でも、密を避けるため参加人数の制限を設ける等の感染症対策を講じながら自殺未遂者等のハイリスク者支援のあり方を考えるための意見交換会を開催し、オンデマンドにより、いつでも視聴ができるゲートキーパー養成講座やオンラインによる自殺講演会等 ICT を活用した事業に取り組み、自殺対策計画の基本方針に沿った対策を推進してきました。